最終更新日：2016年7月4日
株式会社DNAチップ研究所
代表取締役社長　的場　亮
問合せ先：総務課長　大塚　勉
証券コード：2397
http://www.dna-chip.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と認識しており、当役員および社員の行動規範として「DNAチップ研究所企業行動基準」を制定して、公平かつ透明な企業行動、法と正しい企業倫理に基づく行動、経営および技術情報の価値の尊重等について徹底を図っております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2－4　株主総会における権利行使】
　当社は、議決権の電子行使を可能とするための環境につきましては、インターネットによる議決権行使を可能としております。
なお、招集通知の英訳につきましては、海外投資家の持ち株比率が僅少なため現時点において行っておりません。今後、海外投資家の持ち株比率が20%以上となった場合は実施を検討してまいります。

【補充原則3－1－2　情報開示の充実】
　当社は、海外投資家の持ち株比率が僅少なため現時点において英語での情報の開示は行っておりません。今後、海外投資家の持ち株比率が20%以上になった場合は実施を検討してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
当社は、政策保有株式として上場株式を保有する条件は、当社の業務とシナジー効果が見込めることを基本的な方針としております。当該株式の保有にあたっては、取締役会において十分な検討が行われております。
　主要な政策保有につきましては、当社の業務とシナジー発揮の観点から継続保有のねらい・合理性について、取締役会において随時議論が行われております。
また、議決権の行使にあたっては、投資目的であるシナジー効果の観点から提案された議案を検討し、実施いたします。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
　当社は、関連当事者との取引に関しましては以下のとおり定めております。
（1）取締役と当社との取引は取締役会決議事項としております。
（2）当社と主要株主との取引は下記の取引条件を定め、それに従って運用しております。
　1．研究受託は、当社の見積価格を基に交渉のうえ決定しております。
　2．関連機器等の販売は、市場価格を基に決定しております。
　3．DNAチップ及び関連機器等の仕入は、市場価格を基に決定しております。
4．建物賃貸借等は、市場価格を基に決定しております。

【原則3－1　情報開示の充実】
当社の開示状況は以下のとおりです。
（1）経営理念、経営戦略・経営計画
　1．経営理念は当社ウェブサイト（http://www.dna-chip.co.jp/company/company.html#philosophy）に開示しております。
　2．経営戦略・経営計画は当社ウェブサイト
（http://www.dna-chip.co.jp/company/index.html）に「決算説明資料」として開示しております。
（2）コーポレートガバナンス基本方針は当社ウェブサイト
（http://www.dna-chip.co.jp/company/company.html#control）に「内部統制基本方針」として開示しております。
（3）取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は有価証券報告書に開示しております。
（4）取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての手続は当社ウェブサイト（http://www.dna-chip.co.jp/company/index.html）に「取締役候補及び監査役候補の選任に関するお知らせ」として開示しております。
（5）上記（4）に係る取締役会決議後、招集通知で略歴等を含め選任・指名等につき説明しております。招集通知は、株主に郵送するとともに東証上場会社情報サービスに開示しております。

【補充原則4－1－1　取締役会の役割・責務】
　当社は、「取締役会規則」を定め、取締役会で審議する内容を定めております。また、「決裁に関する規則」において取締役会以外の決裁も含め、決裁者及び決裁範囲を定めております。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
当社の社外取締役2名は、ともに独立社外取締役であり、取締役総数5名の4割となっております。独立社外取締役のうち、1名は弁護士の資格を有しており、法務に関する知識と豊富な経験を有しております。また1名は、経営者としての経験及び技術に関する豊富な経験と知識を有しております。
これらの経験・知識に基づき、客観的な立場から取締役の業務執行の監督や経営計画・経営方針及び業務執行等に関する意見等を行うことにより、独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　当社の独立社外取締役の選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準に準拠しております。
　また、独立社外取締役の選定に際して、経営・技術・法務面等各分野における豊富な知識と経験を踏まえ、取締役会において活発で建設的な

意見を述べることを期待できる人物を候補者とするよう努めております。

【補充原則4－11－1　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
　当社の取締役会は、多様な経営課題の審議を可能とするため、経営、技術、法務等各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者を推薦し、取締役を選任しております。 また、このような多様性を確保するためにふさわしい員数としております。
　当社は、取締役の選任にあたって以下の点に留意しております。
社内取締役：バイオテクノロジー関連分野の知見及び経験を有しており、また経営に精通していること。
社外取締役：経営・技術・法務等各分野の知見及び経験を有していること。
なお、当該事項は、招集通知において開示しております。

【補充原則4－11－2　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役及び監査役は、それぞれの役割や責務を果たすため、現状の体制で十分な時間をその業務に充てております。また、兼任状況は招集通知及び有価証券報告書において、毎年開示しており以下のとおりであります。
取締役：社外取締役2名は兼任しております。
監査役：常勤監査役1名以外は兼任しております。

【補充原則4－11－3　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社は、社外取締役が各取締役に対して必要に応じて取締役会全体の実効性について分析・指摘等を行っております。なお、開示については今後検討してまいります。

【補充原則4－14－2　取締役・監査役のトレーニング】
当社は、取締役・監査役に対して、就任の際または在任中、その役割・職責に係る理解を深めるため、個々の取締役・監査役に適合した社外研修等トレーニングの機会の提供やその費用の支援を行っております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、「株主との建設的な対話を促進するための方針」を策定し、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みを実施しております。
「株主との建設的な対話を促進するための方針」の内容は以下のとおりです。
1. 株主からの対話（面談）の申込みに対して、窓口をIR担当の総務部として、株主の
希望と面談の主な関心事項を踏まえたうえで、合理的な範囲で、担当取締役が臨むことを基本とする。
2. 担当取締役は、建設的な対話の実現のため、社内部門と協力して対応する。
3. 担当取締役は、個別面談のほか、決算説明会等を開催し、IR活動の充実を図る。
4. 担当取締役は、個別面談等の結果、株主から頂いた意見・要望について、経営幹部または取締役へフィードバックし、課題認識の共有を図る。
5. 担当取締役は、「情報の管理と開示に関する規則」及び「内部者取引に関する細則」に基づき、未公開の重要な内部情報（インサイダー情報）が外部へ漏洩することの防止を図る。

## 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

### 【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 株式会社エンプラス | 848,000 | 20.01 |
| 株式会社SBI証券 | 82,900 | 1.95 |
| 安東　光輝 | 72,000 | 1.69 |
| 松原　謙一 | 70,000 | 1.65 |
| 森　淳彦 | 70,000 | 1.65 |
| 株式会社サン・クロレラ | 70,000 | 1.65 |
| 枝松　七郎 | 63,400 | 1.49 |
| 吉冨　逸郎 | 50,000 | 1.17 |
| 大塚　榮子 | 48,000 | 1.13 |
| 藤尾　晋作 | 47,900 | 1.13 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | 株式会社エンプラス |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

## 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第二部 |
| 決算期 | 3 月 |

| | |
|---|---|
| 業種 | サービス業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引については、その他の企業との取引と同様に公正かつ適正な条件および手続きにて行います。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 7 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 5 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 田村　卓郎 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 片山　登喜男 | 弁護士 | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 田村　卓郎 | ○ | ライン株式会社の代表取締役社長であります。ライン株式会社と当社との間には特別な関係はありません。 | ライン株式会社代表取締役社長としての知識、<br>経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として当社が招聘したものであります。 |
| 片山　登喜男 | ○ | 弁護士であり、当社独立役員であります。 | 東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する基準にも該当せず、一般株主との間で利益相反となるおそれがなく、弁護士として経営陣から独立していると判断し独立役員として指定しております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

**【監査役関係】**

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4 名 |
| 監査役の人数 | 4 名 |

## 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役会は4名で構成され、3名が社外監査役でうち1名が常勤であり、もう1名は公認会計士の資格を有しております。監査役会が策定した監査計画に従って、業務全般にわたり、妥当性、有効性、法令遵守状況につき、取締役会、経営会議への出席、重要書類の閲覧等を通じて監査を行っております。さらに、監査役は会計監査人から監査計画、監査実施状況等の報告を受けるとともに、監査室より内部監査の状況についても報告を受ける等、情報交換を行い会計監査人、監査室との相互連携を図っております。
内部監査は、当社の全部署の業務につき、社長の特命に基づいて監査室を中心に業務の適切な運営、改善を図るとともに、財産を保全し不正過誤の予防に資することを目的として、計画的・網羅的に実施されております。内部監査の状況については、監査役および会計監査人に報告を行っております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 更新 | 3 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 3 名 |

## 会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 山田　國夫 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 吉田　春樹 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |
| 竹山　春子 | 学者 | | | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

## 会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 山田　國夫 | ○ | 株式会社日立ソリューションズの元監査室部長であり、当社独立役員であります。経営全般に関する知識、経験が深いことから、適任であると考え当社が招聘したものであります。 | 東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する基準にも該当せず、一般株主との間で利益相反となるおそれがなく、経営陣から独立していると判断し独立役員として指定しております。 |
| 吉田　春樹 | ○ | イデア監査法人代表社員であり、当社独立役員であります。<br>公認会計士であり財務分野に関する知識経験が深いことから適任であると考え当社が招聘したものであります。 | 東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する基準にも該当せず、一般株主との間で利益相反となるおそれがなく、公認会計士として経営陣から独立していると判断し独立役員として指定しております。 |
| 竹山　春子 | ○ | 大学教授としての長年の研究と生命医科学の専門的知識経験が深いことから適任であると考え当社が招聘したものであります。 | 東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する基準にも該当せず、一般株主との間で利益相反となるおそれがなく、公認会計士として経営陣から独立していると判断し独立役員として指定しております。 |

【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 更新 | 5 名 |

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |

該当項目に関する補足説明

DNAチップの市場は比較的歴史の浅い市場分野で当社の社歴も浅いことから、現在は将来の成長発展に向けて研究開発を推進している段階であり、当面は実施を見合わせる考えです。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明

役員報酬の開示方法に関しましては、有価証券報告書において取締役報酬の総額を開示し、その内数として社外取締役報酬を開示しております。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | なし |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役のサポートは総務部が行っており、取締役会の議題に関する資料配布や、取締役会の審議経過をまとめ報告を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は取締役5名（うち社外取締役2名）で構成され、会社の経営方針、経営戦略および重要な意思決定ならびに業務執行の監督を行っており、月1回定例開催しております。取締役会には常勤監査役、非常勤監査役は常時出席し、取締役とは責務を異にする独立機関であることを十分認識し積極的かつ活発な意見陳述を行っており、監査役の業務監査権限が適切に機能する経営体制になっております。また、取締役会とは別に個別経営課題の協議の場として取締役、常勤監査役、各部門マネージャー以上により構成する。経営会議を毎月1回開催しております。経営計画、組織体制、財務状況、営業状況等実務的な検討が行われ、迅速な経営の意志決定に寄与しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。
取締役会において内部統制システム基本方針、すなわち取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社業務の適正を確保するための体制について定めております。また、「当社の事業活動に関する全ての法令遵守と、社会からの信頼と評価を得るための企業倫理の徹底」を行うため、「コンプライアンス管理規則」及び「同ガイドライン」を制定しコンプライアンスの推進を図るため具体的な事項を定めており、コンプライアンスに関する計画、施策及び監督等を行うため、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 議決権行使書の円滑な回収のために、株主総会招集通知書を総会開催3週間前に発送いたしました。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 議決権行使書の円滑な回収のために、インターネットによる議決権行使を実施いたしました。 |

### 2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 本決算に関しては5月中旬、中間決算については11月中旬に説明会を開催し、決算概況および事業計画についてご説明しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 「株主・投資家の皆様へ」というページを設け、決算短信、事業報告、プレスリリース、IRスケジュール、株式情報等を掲載しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | IRに関しては総務部が担当しております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 重要情報を適切に管理し、かつ適時開示することにより、証券取引に関する法令に定める内部者取引の防止を資するため「情報の管理と開示に関する規則」を制定し、運用しております。 |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

内部統制システムの整備に関する基本方針
(1)職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
1 .取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
監査役が業務監査権限を持ち、各取締役の担当業務の執行状況を確認しております。
監査役は取締役会に出席し、取締役会の出席及び審査の状況を確認しております。
取締役は就任にあたり、宣誓書を兼ねた就任承諾書を会社に提出しております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録は担当の取締役が作成し、総務部に保管しております。
各取締役が担当業務に関して行う決定は、決裁文書によって行い、総務部に保管しております。
上記の議事録及び決裁文書は10年間保管しております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1件1千万円以上の設備、資産の取得・処分、借入、貸付は、業績に重要な影響を与える事項として、取締役会で審議し、決定した後に実行します。
取引先の信用リスクについては、外部調査機関の情報も活用し管理しています。
情報セキュリティに関するリスクについては、関連規則を制定するなどの対応を図っております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
業務執行の目標の明確化および採算の徹底のため、事業区分ごとに目標値を期予算として策定し、これに基づく業績管理を行っております。予算および実績については、取締役会で審議、報告しております。
5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
就業規則の周知を図るために、各部門に就業規則を備えております。
企業行動基準を策定し、法と正しい企業倫理に基づき行動するよう徹底しております。
6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、親会社、子会社等のグループ会社はありません。従って、企業集団における業務の適正を確保する体制については該当しません。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社の規模および事態に鑑み、監査役の職務を補助する使用人は設置しておりません。但し、監査役が補助者を必要とするときは、担当の取締役にその旨連絡し、担当の取締役は必要な処置を講じるよう努めております。
8. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および実効性に関する事項
監査役の要請によって、その職務を補助することになった使用人は、担当の取締役および所属上長から一切の指揮、命令を受けることなく監査役の指示に忠実に従うことにしております。補助使用人の懲戒処分については監査役の同意を得ることにしております。
9. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
予算の実推値については、担当の取締役から毎月監査役に報告しております。
各取締役が担当業務に関して行った決定を記録した決裁文書の内容については、監査役の要求があればその都度監査役に報告しております。
取締役および使用人は前2項に加え、法令違反や当社に重大な影響を及ぼす事実を知ったときは、内部通報制度等のより速やかに監査役に報告します。
前3項およびその他の内容について、報告をした者が報告をしたことを理由とした不利益取扱いを禁止しております。その体制として「内部通報した当社の取締役および使用人に対する不利益取扱いの禁止」を内部通報の活用により、取締役および使用人に対し周知、徹底しております。
10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の取扱いに関する事項
事前に判明している監査役の職務の執行により生ずる費用については、期首に予算化しております。
前項以外に生ずる費用については監査役から事前申請又は事後の速やかな報告により、その費用の前払いまたは事後払いにより負担しております。
11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役社長と必要に応じて意見交換を実施しております。
監査役は、内部監査の結果について報告を受けております。
監査役は、監査及び会計の関する知識の習得に努めております。

(2)業務適正を確保するための体制の運用に状況について
1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「DNAチップ研究所　企業行動基準」を制定し、当社取締役および全従業員に対し、行動基準遵守に関する誓約書の提出を義務付け、法令、企業倫理に沿った行動をするように徹底しております。また、行動基準を浸透させるため、定期的にコンプライアンス教育を実施しました。
コンプライアンスに関する通報・相談窓口として内部通報窓口を設定し、コンプライアンス意識の浸透、不正行為の未然の防止に努めております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「情報の管理と開示に関する規則」に従い、決裁文書、取締役会議事録等の保存、管理を実施しました。
定期的に情報管理に関する自己点検、従業員への教育等を実施しました。また情報管理の徹底を図っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1件1千万円以上の設備、資産の取得・処分、借入、貸付は、業績に重要な影響を与える事項として、取締役会で審議する規程になっており規程に従って実施しております。
取引先の信用リスクについては、外部調査機関の情報を活用し管理しております。
情報セキュリティに関するリスクについては、情報セキュリティ基本規則に従ってリスク管理を行っております。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制
全般的経営方針、経営計画その他職務執行に関する重要事項は経営戦略会議を設置し、協議を行いました。
取締役会において、経営計画の策定、経営計画に基づく各業務担当取締役による事業部門ごとの業績目標と予算を設定し、月次ならびに四半期業績管理を実施しました。また、取締役会および経営戦略会議による月次、四半期業績のレビューと改善策の実施を適切に行い、効率的 に取締役の職務遂行を行いました。

5. 監査役の監査体制に関する事項

当社の取締役および使用人、またはこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告するための体制は社内規程に従って、監査役に報告を行っております。

監査役が業務のために支払った費用については、速やかに処理しました。

監査役は、取締役会のほか経営戦略会議など社内の重要な会議に出席し、必要あるときは意見を述べております。

監査役は、代表取締役や内部監査部門等と定期的な会合等を実施し意見交換を行い、業務監査の実用性を高めました。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

反社会勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

(1)当社は、反社会勢力による接触、不当要求に対しての毅然とした態度で対応し、断固たる姿勢で反社会勢力との関係排除に取り組んでいます。

(2)反社会勢力との関係遮断について当社は、反社会的取引の防止に関する規則および当該管理指針において明文化し、全役職員に周知徹底を図っています。

(3)取引先については、取引開始前に信用調査機関等による調査、地域企業からの情報収集等による確認を行っています。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――